

## 平成25年第2回板倉町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第1日 6月11日(火曜日)	
○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	4
開 会 (午前 9時00分)	5
○開会の宣告	5
○町長挨拶	5
○諸般の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	7
○諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について	8
○同意第 2号 板倉町固定資産評価員の選任について	9
○報告第 1号 平成24年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について	10
○報告第 2号 平成24年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について	10
○報告第 3号 平成24年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について	10
○報告第 4号 平成25年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について	10
○議案第34号 平成25年度板倉町一般会計補正予算(第1号)について	11
○議案第35号 町道路線の認定について	25
○請願第 1号 五箇谷地域の道路整備に関する請願について	25
○散会の宣告	26
散 会 (午前10時49分)	26
第2日 6月12日(水曜日)	
○議事日程	27
○出席議員	27
○欠席議員	27
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	27

○職務のため出席した者の職氏名 .....	27
開    議    （午前 9時00分） .....	29
○開議の宣告 .....	29
○一般質問 .....	29
森 田 義 昭 君 .....	29
青 木 秀 夫 君 .....	41
荒 井 英 世 君 .....	54
今 村 好 市 君 .....	66
○散会の宣告 .....	79
散    会    （午後 2時38分） .....	80

第8日 6月18日（火曜日）

○議事日程 .....	81
○出席議員 .....	81
○欠席議員 .....	81
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 .....	81
○職務のため出席した者の職氏名 .....	82
開    議    （午前 9時00分） .....	83
○開議の宣告 .....	83
○諸般の報告 .....	83
○発議第 1号 板倉町議会議員の議員報酬の臨時特例に関する条例の制定について .....	83
○議案第36号 板倉町職員の給与の臨時特例に関する条例の制定について .....	84
○請願第 1号 五箇谷地域の道路整備に関する請願について .....	85
○議員派遣の件 .....	86
○閉会中の継続調査・審査について .....	86
○町長挨拶 .....	86
○閉会の宣告 .....	88
閉    会    （午前 9時19分） .....	88

板倉町告示第59号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条及び第102条の規定により、平成25年第2回板倉町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年6月7日

板倉町長 栗 原 実

1. 日 時 平成25年6月11日
2. 場 所 板倉町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 ( 1 2 名 )

1 番	森 田 義 昭 君	2 番	今 村 好 市 君
3 番	荒 井 英 世 君	4 番	川 野 辺 達 也 君
5 番	延 山 宗 一 君	6 番	小 森 谷 幸 雄 君
7 番	黒 野 一 郎 君	8 番	市 川 初 江 さん
9 番	青 木 秀 夫 君	1 0 番	秋 山 豊 子 さん
1 1 番	荻 野 美 友 君	1 2 番	野 中 嘉 之 君

○ 不 応 招 議 員 ( な し )

## 平成25年第2回板倉町議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年6月11日（火）午前9時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定  
日程第 3 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について  
日程第 4 同意第 2号 板倉町固定資産評価員の選任について  
日程第 5 報告第 1号 平成24年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について  
日程第 6 報告第 2号 平成24年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について  
日程第 7 報告第 3号 平成24年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について  
日程第 8 報告第 4号 平成25年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について  
日程第 9 議案第34号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について  
日程第10 議案第35号 町道路線の認定について  
日程第11 請願第 1号 五箇谷地域の道路整備に関する請願について

---

### ○出席議員（11名）

- |     |        |     |        |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番  | 森田義昭君  | 2番  | 今村好市君  |
| 3番  | 荒井英世君  | 4番  | 川野辺達也君 |
| 5番  | 延山宗一君  | 6番  | 小森谷幸雄君 |
| 7番  | 黒野一郎君  | 9番  | 青木秀夫君  |
| 10番 | 秋山豊子さん | 11番 | 荻野美友君  |
| 12番 | 野中嘉之君  |     |        |

### ○欠席議員（1名）

- 8番 市川初江さん

---

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- |        |        |
|--------|--------|
| 町長     | 栗原実君   |
| 教育長    | 鈴木優君   |
| 総務課長   | 中里重義君  |
| 企画財政課長 | 小嶋栄君   |
| 戸籍税務課長 | 長谷川健一君 |
| 環境水道課長 | 荻野恭司君  |

福祉課長	小野田	博	基	君
健康介護課長	落合		均	君
産業振興課長	山口	秀	雄	君
都市建設課長	鈴木		渡	君
会計管理者	荒井	利	和	君
教育委員会 教務局長	根岸	一	仁	君
農業委員会 農事局長	山口	秀	雄	君

---

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長	小野田	吉	一
庶務議事係長	伊藤	泰	年
行政安全係長兼 議会事務局書記	根岸	光	男

---

開 会 （午前 9時00分）

○開会の宣告

○議長（野中嘉之君） おはようございます。

ただいまから告示第59号をもって招集されました平成25年第2回板倉町議会定例会を開会いたします。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

○町長挨拶

○議長（野中嘉之君） 日程に入るに先立ち、町長より挨拶したい旨申し出がありますので、これを許します。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） おはようございます。6月の定例会、第2回でございますが、招集させていただきましたところ、議員各位にはこうして出席を賜りましてありがとうございます。何か市川議員さん、体調がすぐれないということで欠席だそうございまして、心配なところではありますが、ぜひ同僚として皆様のご配慮をお願いできればと思います。

新年度に入り早くも2カ月が経過いたしました。この間には、5月29日に関東甲信越が平年より10日ほど早い梅雨入りとなりました。その後、全国的に雨が降らず、ところによっては水不足で田植えができないとか、工業用水の取水制限が始まったとか、いろいろな報道を耳にしております。利根川水系の貯水率も70%だそうでありまして、例年より2割低いとのことであり、今後の水不足が心配されるところでもあります、幸い町内の田植えはもう既に終盤に差しかかっているようございまして、安心していただいております。

さて、最近の社会情勢に目を向けますと、来月に予定されている参議院議員通常選挙に向けて与野党は活発化しておりますが、与党はねじれ国会の解消と憲法改正を視野に入れた安定多数の獲得を目指し、野党はこれを阻止する構えであります。国民が各党の公約をどのように評価するのか、昨年12月の総選挙では59.32%と非常に投票率が低迷ぎみであった、そういった総選挙あるいは選挙への関心度がどの程度になるのか、また結果がどのようになるのか気にかかるところでもございます。

また、安倍政権下の経済政策でありますアベノミクスで掲げられた3本の矢でございますが、2%の物価上昇目標を掲げた日銀による無制限の量的緩和による大胆な金融政策、そして復興防災対策、暮らしの安全地域活性化成長による富の創出を目的とした過去2番目の規模となった13兆1,000億円と言われる補正予算でありますし、それを一般的には機動的な財政政策と言われておりますが、それらが進められたわけでありまして。つい幾日前、3つ目の矢であるこの経済政策の柱である成長戦略の素案が、企業支援あるいは雇用、教育、エネルギー、健康、医療、農業等の分野にわたり、産業競争力会議で示されました。各分野の内容を見ますと、全体的に企業支援策が中心であり、1人当たりの所得を10年間で150万円増とする数値目標も示されていますが、これは10年後の国民総所得を総額でそれだけ上げるということでありまして、企業の受ける恩恵が家計に行き渡る道筋がはっきりしていないということでありまして、各家庭150万円所得が増える

という考え違いは、自民党によって後日訂正されたところであります。

このアベノミクスにより、このところ円安株高へと進んだことから、輸出産業を中心に業績が好転している企業も出てきております。反面、円安により輸入品目が軒並み値上がりして、小麦、乳製品等の食料品価格や電気料金が値上がりしております。株式市況は、このところ株価は乱高下の様相を見せておりまして、まさに投資というよりも、ばくちという表現に近いという評論家もおるようございまして、そういった形の中で株から国債へ資金が移り、また国債から株へと資金が刻々と変わったり、このところの国債の利回りも変動して、長期金利にも影響が出ておるようであります。当然住宅ローン金利にも波及してきますので、今回の円安株高が多面にわたって国民の生活にも影響を与えることとなるのは目に見えているところでございます。

また、成長戦略の重要な鍵となるのがTPPであります。我が国にとってTPPへの参加は少子化人口減少により、国内消費市場が縮小している一方で、アジア太平洋諸国の多くは今後の成長が期待される個人消費にも拡大が見込まれていることから、有力な市場の開拓につながる聖域なき関税撤廃が前提でないことが明確となったとの理由で進められているわけですが、米や小麦、乳製品なども対象となり、農業分野への影響が大きく、国内農家が打撃を受けるおそれがありますので、JA等の農業関係団体が強く反対していることはご承知のとおりであります。

今後の交渉が我が国の意向に沿う形で展開され、農業への影響が最小限で決着することを望むものですし、さらに成長戦略の目標が達成され、我が国の国力が増進することにより、地方自治体の活性化につながるよう願うものであります。

他方、6月5日に厚生労働省から発表された2012年の合計特殊出生率は1.41となり、1.40を上回ったのは1966年以来16年ぶりだそうであります。赤ちゃんの出生数は103万7,101人で、過去最低を一方では更新しているわけでありまして、依然として少子化が進んでいて、人口減少に歯どめがかかっていないということでもあるわけであります。ちなみに群馬県の特殊出生率は2年連続減少して、2012年には1.39で全国平均を割っている状況にあります。

さらに、高齢化が進みますと、長期的には本町はもとより、地方自治体の活力低下を招きかねない事態となることが危惧されます。これからの自治体は、企業、商業の誘致を促進して税収の確保を図り、活力低下を防ぎつつ、活性化を図る行政運営に傾注する必要があると今さらながらに感じているところでもあります。町政ではさまざまな事業が町民生活に直結しますので、現実直視、生活重視に主眼を置いて、迅速、確実な事務事業の遂行が必要だと思っております。現在の事務事業の状況は、平成24年度の出納整理期間が5月31日をもって終了しまして、決算のための事務処理を進めているところでありますし、各事業の成果を検証し、改善を図るための事務事業評価にも取りかかっているところであります。

また、5月10日の臨時議員協議会で、新庁舎建設候補地を中央公民館の南側、町道1-12号線西側とすることを了承していただきましたので、速やかに関係地権者に土地の提供及び今後の進め方等について理解と協力をお願いするための作業に着手しました。あわせて土地収用法の適用を受けるために、関係機関との協議も開始しました。議員各位にも引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

そのほか、過日の議員協議会でおつなぎしましたが、町民生活に影響する大人の風疹問題への対応として、妊婦と赤ちゃんの健康を守るための緊急対策として館林、邑楽の各市町とも協調して、予防接種費用の一部

助成を行うこととしました。いづれにしましても、第1次板倉町中期事業推進計画で定めましたみんなが安心してらせるまちづくりの実現を目指して、国の動向を初め、社会情勢の変化等を注視しつつ、新庁舎の建設、生活道と社会資本整備と維持管理などのハード面や、少子高齢化や人口減少への対応と防災対策などのソフト面の課題に一生懸命取り組んでいく所存であります。

本定例会には、諮問案件1件、同意案件1件、報告案件4件、議案第34号及び議案第35号を上程させていただきました。慎重審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。招集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### ○諸般の報告

○議長（野中嘉之君） それでは、諸般の報告をいたします。

まず、地方自治法第121条の議事説明員は、出席通知のありました者の職氏名をお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、監査委員から月例監査の監査結果の報告がありましたので、写しをお手元に配付してありますので、ご了承願います。

次に、今定例会に付議される案件は、町長提案の人権擁護委員の諮問1件、固定資産評価員の専任同意1件、報告4件、補正予算議案1件、町道認定議案1件であります。また、請願・陳情につきましては、お手元の文書表のとおり、請願1件が提出されております。

以上で諸般の報告を終わります。

これより日程に従い、議事を進めます。

---

### ○会議録署名議員の指名

○議長（野中嘉之君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員に

5番 延山宗一君

6番 小森谷幸雄君

を指名いたします。

---

### ○会期の決定

○議長（野中嘉之君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

今定例会の会期については、5月24日に議会運営委員会を開催しておりますので、委員長より報告を願います。

委員長、秋山豊子さん。

[議会運営委員長（秋山豊子さん）登壇]

○議会運営委員長（秋山豊子さん） おはようございます。それでは、本定例会の会期及び議事日程についてご報告申し上げます。

本件については、5月24日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、会期については本日6月11日から

18日までの8日間ということでございます。

会期の日程ですが、初日の本日は、諮問第2号及び同意第2号について、提出者からの提案理由説明の後、質疑、討論は省略し、採決をいたします。次に、提案者から報告第1号から報告第4号について一括報告を行います。続いて、議案第34号及び議案第35号について、提案者から各議案説明の後、各議案ごとに審議決定をいたします。さらに、請願第1号を所管の委員会に付託し、第1日目の議事日程を終了いたします。

第2日目の12日は、一般質問を行います。

第3日目の13日は、総務文教福祉常任委員会を開催し、所管事務調査を行います。

第4日目の14日は、産業建設生活常任委員会を開催し、付託された案件の審査及び所管事務調査を行います。

第5日目の15日から第7日目の17日までは、休会といたします。

最終日の18日は、付託された案件について所管の委員長報告を受けた後、審議決定をいたします。

さらに、議員派遣の件と閉会中の継続調査及び審査について決定し、全日程を終了したいと思います。

以上で報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（野中嘉之君） お諮りいたします。

今定例会の会期及び議事日程について、ただいまの委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、今定例会の会期は委員長報告のとおり、本日から18日までの8日間と決定いたしました。

---

#### ○諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（野中嘉之君） 日程第3、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） それでは、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての提案の理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員候補者の推薦であります。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱するものでございますが、委員の推薦につきましては議会の意見を聞いて推薦するものとなっております。現在その職にありますが東地区の眞住勝康さんが、来る平成25年9月30日をもって任期満了となることに伴う後任者の推薦でございます。眞住勝康さん、生年月日、昭和17年1月30日、住所、朝日野4丁目16番地の7につきましては、2期6年の任期中、その職務を熱意を持って的確に遂行していただき、今後もその活動が十分可能であると思われるため、引き続き推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。これについては、ただいまの内容で全てでございますので、担当の課長の説明はございません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案については、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより諮問第2号について採決いたします。

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、諮問第2号は原案のとおり同意されました。

---

#### ○同意第2号 板倉町固定資産評価員の選任について

○議長（野中嘉之君） 日程第4、同意第2号 板倉町固定資産評価員の専任についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 続いて、同意第2号でございます。固定資産評価員の選任についてであります。

本案につきましては、地方税法の規定により、固定資産の評価に関する知識、経験を有する者のうちから1名選出することとなっております。前固定資産評価員の高橋虎雄さん、生年月日、昭和13年1月1日、住所、岩田994番地の4につきましては、平成9年7月25日の就任以降、16年余の長きにわたり固定資産の適正な評価に多大なご尽力をいただきましたが、今般、一身上の都合により、平成25年5月31日をもって辞職したい旨の願いがあり、その退職を承認いたしましたので、後任の固定資産評価員を地方税法第404条第2項の規定により選任するものであります。

固定資産評価員の設置の目的は、総務大臣が示す固定資産評価基準に従い、固定資産を適正に評価し、市町村長が行う価格の決定を補助するためのものであります。そのため、固定資産を適正に評価できるものとして県内35市町村の中で31市町村が税務担当課長等を選任している状況であります。邑楽郡内では、大泉町を除く3町が税務担当課長を選任しています。よって、本町においても、担当課長であります長谷川健一君、生年月日、昭和29年11月15日、住所、板倉町大字糺谷1501番地の17を固定資産評価員として選任したいので、議会の同意を求めるとでございます。同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。本案につきましても、質疑、討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 異議なしと認め、本案については質疑、討論を省略して、採決することに決定いたしました。

これより同意第2号について採決いたします。

原案のとおり、同意することに賛成の方は挙手願います。

[挙手全員]

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、同意第2号は原案のとおり同意されました。

---

○報告第1号 平成24年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について

報告第2号 平成24年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告  
について

報告第3号 平成24年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について

報告第4号 平成25年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について

○議長（野中嘉之君） 日程第5、報告第1号 平成24年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告について、  
日程第6、報告第2号 平成24年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告について、日  
程第7、報告第3号 平成24年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告について及び日程第8、報告第4号  
平成25年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画について、以上4件を一括して議題といたします。

町長より報告を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） それでは、報告第1号から報告第4号までの報告事項につきまして、一括してご説  
明申し上げます。

初めに、報告第1号 平成24年度板倉町一般会計繰越明許費繰越の報告についてご説明いたします。本報  
告は、地方自治法第213条第1項の規定により、繰越明許費繰越をいたしましたので、同法施行令第146条第  
2項により報告するものであります。

繰り越しいたします事業については、農地制度実施円滑化事業を含む6事業であり、翌年度への繰越額の  
総額は9,255万2,000円でございます。この財源内訳といたしましては、国・県支出金で3,625万5,000円、地  
方債で2,430万円、一般財源で3,199万7,000円でございます。

以上で第1号の報告を終わります。

続いて、報告第2号 平成24年度板倉町水道事業会計予算繰越額の使用に関する計画の報告についてご説  
明いたします。

本件につきましては、地方公営企業法第26条第1項の規定により、予算の繰り越しさせていただきました  
ので、同条第3項の規定により繰越額の使用に関する計画を議会に報告するものであります。

報告、平成24年度板倉町水道事業会計予算繰越計算書について。

本繰り越しにつきましては、東浄水場内の電動弁2基の更新事業と、町道1164号線配水管布設事業に関す  
るものであります。工期延長の理由につきましては、東浄水場の水処理装置であるろ過器の洗浄制御を行う  
電動弁2基の故障によるもので、専用電動弁が特注のため、メーカーでの作製から納品まで3カ月を要する  
ため、工期を延長するものであります。

また、町道1164号線配水管布設事業につきましては、平成25年3月に受けた給水申し込み内容が、道路幅員約2メートル内に3本の給水管が縦断する計画であり、今後の維持管理に支障を来すことから、影響分については原因者負担による配水管の布設工事を実施し、工期を延長するものでございます。

繰り越しとしましては、予算額は合計で400万円となり、その内訳としましては、東浄水場電動逆洗浄補給弁更新工事150万円、東浄水場ろ過器電動捨水弁更新工事130万円、町道1164号線配水管布設工事120万円でございます。なお、繰り越しをいたしました予算額の財源には、損益勘定留保資金を補填財源として使用する予定でございます。

以上で報告第2号について終わります。

続いて、報告第3号 平成24年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についてご説明いたします。

本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の決算及び事業報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成24年度の主な事業としましては、板倉ゴルフ場関係の用地調整業務であります。なお、本件につきましては、町の監査委員から決算について適正に処理されている旨の報告をいただいております。

以上、平成24年度板倉町土地開発公社決算及び事業報告についてご報告いたしました。

以上で報告第3号の報告を終わります。

次に、報告第4号 平成25年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてご説明いたします。

本件につきましては、板倉町が出資している板倉町土地開発公社の予算及び事業計画について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、議会に報告するものであります。

平成25年度の主な事業といたしましては、板倉ゴルフ場関係の用地調整業務であります。

以上、平成25年度板倉町土地開発公社予算及び事業計画についてご報告いたしました。

以上、報告1号から4号までを一括してご説明申し上げました。ご了解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 以上で報告第1号から報告第4号を終わります。

---

#### ○議案第34号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（野中嘉之君） 日程第9、議案第34号 平成25年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 議案第34号でございます。平成25年度板倉町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本補正予算につきましては、第1回目の補正予算でありまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,708万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億5,108万9,000円とするものであります。

歳入につきましては、国庫支出金に1,080万円、県支出金に915万4,000円、寄附金に271万7,000円、繰越金に82万円、諸収入に359万8,000円をそれぞれ追加するものでございます。

歳出につきましては、民生費に183万5,000円、衛生費に500万円、農林水産業費に515万4,000円、消防費

に1,130万円、教育費に552万8,000円をそれぞれ追加し、総務費を172万8,000円減額するものでございます。また、債務負担行為につきましても、所要の補正をするものでございます。

以上申し上げましたが、細部につきましては担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、議案第34号であります平成25年度一般会計補正予算（第1号）につきまして詳細の説明をさせていただきます。

今般、補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,708万9,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億5,108万9,000円とするものでございます。なお、歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。また、債務負担行為の補正でございますけれども、債務負担行為の追加につきましては第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

それでは、2ページと3ページにつきましては、先ほど町長の説明のとおりでありますので省略させていただきます。4ページをお開きいただきたいと思っております。

第2表の債務負担行為の補正でございますが、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、平成26年度事業につきましての補正でございます。168万円の限度額の補正でございます。

続きまして、歳入歳出予算補正事項別明細書の説明でございますけれども、5ページ、6ページにつきましては省略をさせていただきます。

7ページをお開きいただきたいと思っておりますが、事項別明細書の詳細でございます。歳入でございますけれども、14款2項6目消防費国庫補助金、防災情報通信設備事業費補助金1,080万円の追加でございますが、Jアラートの事業費としまして国庫補助金を受けるものでございます。

続きまして、15款2項3目衛生費県補助金でございますが、浄化槽設置整備事業費補助金400万円の追加でございます。浄化槽のエコ補助金10万円掛ける40基分を県補助金として受けるものでございます。これは単独槽から合併槽にかえる場合の補助金ということでございます。

続きまして、5目農林水産費県補助金でございますけれども、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業費補助金515万円4,000円の追加でございますが、キュウリ用ハウス1件、総事業費2,018万円の県補助金30%分を受取るものでございます。

続きまして、17款1項1目一般寄附金でございますが、271万7,000円の追加でございます。ふるさと納税一般寄附金等の寄附金を追加するものでございます。説明欄のとおりでございます。

続いて、8ページをお開きいただきたいと思っておりますけれども、19款1項1目繰越金、前年度繰越金82万円の追加でございますが、一般財源として追加をするものでございます。

続いて、20款5項3目雑入でございますが、359万8,000円の追加でございますが、魅力あるコミュニティづくり支援事業助成金109万9,000円につきましては、18区の集会所のトイレ改修事業に関する助成金であります。また、一般コミュニティ支援事業助成金につきましては、エアコンの設置に対する件といえますが、コミュニティの助成金でありますけれども、11区、13区、18区、それぞれ集会所のエアコンの設置に関する助成金を受取るものであります。

続きまして、歳出に移りますが、9ページをごらんいただきたいと思います。2款1項1目一般管理費、職員人件費1,212万7,000円の減額でございますけれども、特別職人件費、町長、副町長とあるのですが、これは全て副町長に関する人件費の削減でありまして、給与、職員手当、共済組合負担金等をそれぞれ減額するものでございます。

続きまして、10目自治振興費でございますが、コミュニティ助成事業、先ほど歳入で申し上げました魅力あるコミュニティ支援事業助成金109万9,000円並びに一般コミュニティ支援事業助成金249万9,000円の助成金をそれぞれ追加するものでございます。

続きまして、13目交通対策費でございますが、交通指導者用のアンプが修理不能となりましたので、アンプの購入費6万1,000円を追加するものでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思いますが、2款1項17目庁舎建設事業674万円の追加でございますが、旅費、需用費3万円、5万円、それぞれの追加でございます。また、不動産鑑定委託料、用地測量業務委託料、物件補償業務委託料、それぞれ61万円、500万円、100万円の追加するものでございまして、不動産鑑定につきましては4ポイントほどの鑑定、また用地測量につきましては区域内の用地測量と周辺を含む縦横断測量を予定しております。また、物件補償につきましては、住宅、ハウス、擁壁などの補償額の算定をするものでございます。また、有料道路使用料につきましては5万円、地権者交渉料で5万円を追加させていただきます。

続きまして、3款2項1目児童福祉総務費でございますが、子ども・子育て支援事業の計画策定業務委託料84万円の追加でございますが、平成25年度分の計画策定分を追加するものでございます。

続きまして、3目保育園費でございますけれども、板倉保育園の運営事業につきましては、避難車兼散歩車購入費2台分、1台19万7,500円の2台分、39万5,000円を追加するものでございますけれども、この避難車兼散歩車というのは、大型の乳母車というようなイメージをしていただくと適正かなと思いますけれども、その購入費でございます。また、北保育園につきましては、エアコンの購入費2台分でございますが、修理不能ということで2台分、60万円を追加させていただきたいと思います。

続きまして、4款1項2目予防費でございますけれども、町長の挨拶にもありましたように、大人の風疹の予防接種助成金を追加するものでございまして、1回5,000円掛ける200名分を補正するものでございます。

続きまして、3目環境衛生費でございますけれども、浄化槽エコ補助金事業としまして10万円掛ける40基分を県から受け入れ、補助金として追加するものでございます。

6款1項3目農業振興費でございますけれども、「野菜王国・ぐんま」強化総合対策事業515万4,000円の追加でございますが、先ほど歳入でも申し上げたとおり、キュウリハウス1件、総事業費2,018万円の県補助率30%分を負担するものでございます。また、これは町の負担はございません。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと思いますが、9款1項4目防災対策費でございますが、Jアラートに関する事業の追加でございます。需用費10万円、防災情報通信設備工事費1,100万円、Jアラート自動装置設置棚購入費20万円のそれぞれの追加するものでございます。ほぼ100%補助ということでございます。

続きまして、10款4項2目文化財保護費でございますが、文化財保存事業費補助金53万8,000円を追加するものでございますけれども、町指定文化財であります安勝寺阿弥陀堂の改修工事に対する補助金でござい

まして、総事業費107万6,000円の2分の1の町単補助ということになります。

続きまして、5目中央公民館費でございますが、中央公民館管理運営事業としまして378万円の追加でございますけれども、玄関ポーチタイル貼り替え工事費とします。具体的には、玄関前のタイルとアスファルトの部分の修繕を行うということでございます。中央公民館の玄関の前が、一部タイルが破損もしくは空洞化しているという状況でありまして、そのタイルとその周りのアスファルトの修繕を行うという予定でございます。

最後になりますけれども、10款5項2目保健体育施設費、社会体育施設管理事業121万円の追加でございますけれども、海洋センターのトイレ改修工事費でございます。和式から洋式に改修を行います。男性の場合は1基あるのですが、その1基を洋式に、女性の場合は4基あるのですが、4基中2基を洋式に変えると、修繕するというようなことでございます。

以上、平成25年度の一般会計補正予算（第1号）についての説明でございますけれども、よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

森田義昭君。

○1番（森田義昭君） 1番、森田です。

予算の説明なのですが、平成25年度の予算計上で副町長の件で計上されましたが、減額ということで、ここで必要なしとしたわけなのですが、この経緯をお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 町長、栗原実君。

[町長（栗原 実君）登壇]

○町長（栗原 実君） 必要なしということで減額したのではございません。必要であろうと思って最大限努力しましたが、本会議に上げるための条件がそろわなかった、賛成をいただける可能性が少なかったということで判断させていただいて、減額補正を行ったところでございます。なぜ町長は、副町長が必要かということで、これは3月議会の定例会の最終日に6月の議会に上程したいと申し上げてまいりました。そのときに、努力しても賛意が得られなければやむを得ず減額も考えるということの経緯を踏まえたものでありまして、一昨年ごろからなぜ副町長が特に必要になってきたかということではありますが、最初から副町長は必要だと思っておりましたが、1期目のときには諸般の事由で上程ができませんでした。何とか1期、自分で頑張っただけでありまして、特に一昨年前後からヤマダ電機進出の話題等も含め、企業、商業誘致等々で非常に活性化が出てきたということ、そういう意味での絶好のタイミングを町が迎えつつあるときに、最大限の人的な状況整備したいと。それから、重要文化的景観やラムサール登録等について議会でも一般質問が多岐にわたりますが、これらに対して幾ら取り組んでも十分かどうかはまた別ですが、納得のいくだけの布陣をそろえたいということも含め、そういったことでまちづくりにどう活用するかということも含め、副町長が欲しいなというそういったことでもございます。

あるいは、国道354号バイパス、八間樋橋、ご承知のようにここに来てもう最終の段階に入っておりまして、それに関する今日も請願等が参考資料の中に出ておるわけではありますが、次から次へこちらの事情は考

えず、地元の事情だけでどんどん提出してくるという、本来そういったものは議会でも真剣に考えてもらいたいのですが、そういったものに対して積極的に対応していくための必要性も今までよりもどんどん増えてきているということも含め、加えてご承知の最大の課題は、庁舎建設もあります。これはまさに期限つきで、もうやるということで、先ほども挨拶の中で申し上げましたが、出発をしているところであります。

それから、少子高齢化の関係、福祉関係であります。少子化、特に高齢化よりも少子化に対する当町の問題も保育園等々をどうするのか、学校間のひずみをどうするのか、その他いろいろ問題も多くなってきておりまして、それらに総合的に対処するためということで、過去の4年間よりも今度の4年間はさらに忙しくなるだろうということも含め、またそういった最大のサービス業である役場をそういった時期に、さらに民間的な感覚も含め効率を上げ、町民の皆様に対してサービスの向上を図るために改革を進める必要があるということで、そういう意味では民間の方が適当と判断し、水面下で議員各位に一回り、約1時間以上、多くは3時間、4時間まで費やしましてご説明に上がったところであります。予定者としては、議員お一人でございましたが、いずれにしても一口で言えば賛意が得られなかったということでもあります。

私にとりましては、そのお方については識見は議員の中でもピカイチだろうと思っております。企業経験も非常にありますし、また平らな感情の持ち主でもあらうと思っております。あるいは、行動力、責任感、話力といえますか、話し方、話す力、あるいは外交交渉力、あるいはOA機器等の使用能力等々、それに加えてうそはほとんどつかないというような、加えれば汚れ役もやっていただけるというようなことも含めて、私個人として20年来のつき合いを通してきておりまして、そういった厳しい、町が大きく発展する時期に、この方以外にないということで、信頼を持って推薦して、その評価を各人にいただいたところでありますが、立派な議員さんでございまして、その人に対する評価がいただけなかったという残念な結果でございます。

私としては、その評価がいただけなかった理由については、まず議員ではだめだという意見がありました。あるいは、職員と町長との間に立つ人間だから、要するに職員上がりでなくてはだめだと。だめだというより、そのほうが望ましいのではないかと。あるいは、給料以上に働けるのかというような非常に稚拙な判断もございました。あるいは、個人的に好きでない、あるいは勉強が足りないから、もう少し勉強してもらったほうがいいのか、あるいはその他、非常にこういう場では申し上げられないような中傷的な誹謗中傷、そういう意味での理由もございまして、私としては非常に情けないところでもあったわけですが、町の将来を考え、今この時期、皆さんもご承知のように、こういう時期に来ているということは、誰もが承知しているわけですから、その責任は私がとるということも含めて、人間100%すばらしい無欠点の人もいないであらう、そういう意味で万が一不測の事態が起こったときには、私も腹を切る覚悟まで持って推薦しているということをお願いしたところでありますが、残念ながら判断として今日の上程に至れないだろうと。万が一の場合には、その方を大きく傷つけるということもありますし、ひいては私自身が議員の皆様から信任をいただけないというような気持ちと同じ気持ちで、断腸の思いで、上程を断念したと、こういうことでございます。必要がないということではございません。

したがって、そういう意味では、これから先、町長1人で対応せよということでもありますから、どういふマイナス面が出て、それは議会の責任ということも含め、賛同いただけない議員さんには、町民皆さんの幸せを、あるいは町の発展を片や口では立派なことを言い、どう思うのかということを知りたいと思っております。そういう意味では甚だ遺憾だと言わざるを得ないということをお申し上げて、森田議員の質問に

答えます。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○1番（森田義昭君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかにないですか。

小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） 6番、小森谷でございます。

10ページの子ども・子育て支援事業で、計画策定業務委託料ということで84万円、さらに平成26年度は債務負担行為で168万円と。当町におきましては、従来からプランとか計画とか策定されて、いろいろでき上がっているのですが、これはほかの課長さん方にも申し上げたいところですが、基本的には策定して、1つの形のいいものをつくり上げて、仕事が終わっていると、極端な言い方をすれば。そういうケースが非常に多いように見られるのですけれども、この法律については昨年、平成24年8月に制定されたということで伺っております。この制度そのものを平成27年度にスタートさせると、これに基づいて各自治体が支援事業計画の策定を多分外部の方に委託してつくっていくと、そういう流れになっていると思うのですが、この策定を依頼する、委託をする、そういう流れの中で、町の職員さんもその中にかかわっていくことが非常に大事だと思うのですが、例えば平成27年度にスタートをします。そのときまでにこの計画ができ上がるという形になると思うのですけれども、特に子ども・子育て支援につきましては、かなりいろいろな分野で多岐にわたっている内容になっております。

そういったときに、計画の策定ができたときに同時にスタートして、我が町の、当町のあるべき子育て、あるいは子育ての支援というものが順調にぜひスタートできるように、職員みずからもその考え方を持った中でぜひ推進する、あるいは委託業者さんとのやりとりを十分とっていただいて、この支援制度が当町にとって魅力ある、あるいは保護者の方々からよかったと言われるような形に、ぜひ基本的なスタンスのことで取り組み方あるいは内容は別で結構ですから、説明は要りませんので、取り組む姿勢、その辺についてお伺いいたします。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 子ども・子育て支援事業の計画につきましては、議員さんおっしゃるとおりの計画あるいはスケジュールということでいくわけでございます。これにつきましては、子ども・子育て会議というのも当然設置されまして、その中で要はニーズ調査から始まって、内容の精査、アンケート調査の分析、そういうものをして計画を策定していくということになります。その中で、いろいろな関係する議員さんを初め区長の代表の方、あるいは実際に支援している保育園、あるいは幼稚園、またそれぞれの保護者の方、それと幼児のサークル的なひまわりキッズの代表者とか、そういうものが会議の中でいろいろ板倉町にとってどういう方向で今後の子育てをしていくかということを検討していくという形になりますので、その前段として今年度はそのニーズの調査をしたいということでございます。また、後ほど議員さんにもお願いしなければなりませんけれども、子ども・子育て会議を条例化しまして、それを立ち上げるということになります。その前段で業者とどういうニーズ調査をしていくかというようなことを検討したいということで、今回、先行してこの予算をとらせていただいたということですので、ご理解あるいは今後またいろいろこ

の計画につきましては議員皆様のご協力をいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 小森谷幸雄君。

○6番（小森谷幸雄君） この制度につきましては、多分各自治体それぞれの内容が、要望等も踏まえて多分違ってくると思いますので、今、課長が答弁されたような中で、ぜひ当町にあって、地域のお母さん方に支援されるようにぜひご努力いただきたいと思いますということで頑張っていたきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

秋山豊子さん。

○10番（秋山豊子さん） 2点ほどお願いいたします。

先ほどの10ページの子ども・子育て支援事業についてですが、今の説明をお聞かせいただきまして、粗々わかりました。そういう中で業者さんに委託するということがありますけれども、そのときに当局の関係する皆さんにある程度の考えをもって委託業者さんとお話し合いをしていただけたらいいなと思っております。なぜかといいますと、この間、1週間ぐらい前でしょうか、私も若いお母さん方と懇談させていただきました。その中で子育て中のお母さん方は、いろいろな問題、また町に対しての要望、そういうものを明快に持っています。すごいなと思ったのですけれども、私と懇談するときも要望書のようなものをきちんと持ってきてまして、これこれこういうわけで町に要望したいと。ぜひ聞いてくださいということのお話もありました。

そういう関係上、現在、子育て中のお母さんたちの意見というのでしょうか、要望、そういうものは本当に大事にしていきたい。そのお母さんたちがおっしゃるのは、板倉町を日本中で一番子育てしやすい町だ、板倉町は子育てしやすい町だと言われるようなことを私たちも努力しますので、よろしくお願いしますという、そういう要望をいただきましたので、これは私も一般質問させていただきましたけれども、大事なことです。ある程度委託業者に任せることもとてもいいことだと思いますけれども、それをベースとして町がきちんとしたお考えを持って臨んでいただけたらなと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 秋山議員さんの質問ですけれども、そのように当然なるべく子育て会議の条例化をする前に業者の選定をさせていただいて、業者といろいろ相談しながら、あるいは今ある次世代育成支援行動計画、これもアンケート調査等をとって、その結果、要望あるいは板倉にとって何が大事なのかというようなところも踏まえた中で児童館が設置されたりしてきていますので、とりあえず小森谷議員さんも言われているとおり、板倉方式ではないですけれども、板倉に合った支援、それは当然財政も絡むことですので、できるできないはいずれにしろ、そういうことで計画を策定していきたいと考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） さきの小森谷さんと秋山さんが聞いたことと同じなのですが、子ども・子

育て支援事業のことなのですけれども、こういうのがたびたび出てくるのですけれども、この委託先、子ども・子育て支援事業策定業務委託料という委託先、それからこの予算の金額、こういったものはどういう経緯で委託先とか金額とかが概算の予算でも何でも相場というものが出てくるのか、その辺のことのきっかけというか、過程を説明いただけますか。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） この関係につきましての概算ということでございますけれども、板倉町に指名を出されている業者数社、あるいはこういうことで全国的に進んでいますので、それぞれの業者がセールスではないですけれども、要は売り込みに来ております。そういった中、先ほども申し上げましたとおり、板倉町では前回、次世代育成支援行動計画、これをつくっておりますけれども、そのときの業者、そういうものを参考にしながら、業者につきましては選定していくということと、ある程度のこれぐらいでというような数字をつかんでいるということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 青木秀夫君。

○9番（青木秀夫君） そうしますと、まだ委託業者はこれから選定するというので、今はまだ決まっていないわけですね。金額とかも、ある程度そういう委託業者との交渉の過程で、このぐらいの金額かかるのではないかとやっているわけで、その委託業者というのは今数社営業活動に板倉町に来ていて、そういう業者というのはどういう業者なのですか。例えば、よく何とか総合研究所とか経済研究所とかシンクタンクとかと称するようなそういういろんな業者が全国の自治体をセールスして歩いているという、そういうところなのですか。先ほど言ったように、大体決めるときには、入札をやるのですか。それともできればというのとはわからないよね、こっちから設計図出すわけではないのだから。相手からのいろいろアイデアというか、提示されたものを見て、これがいいなとかということなのか、それともこういう関係だからある程度厚生省あたりからひもつきというか、そういうような推薦する業者みたいのがあるって来ているのか、その辺のところは大体わかるのでしょうかけれども、その辺のところを聞きたいのです。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） ただいまの質問ですけれども、前回やっている業者とか、あるいは出版社のぎょうせいとかそういうところもやっています。そういった中で数社ということでお話をさせていただきましたけれども、今、そのところは資料を持ってきていないので、お話は、何々会社というのはいえないのですけれども、そういった中の内容、どういったことでアンケート調査、今年度はアンケート調査だけですので、それについてということですが、債務負担行為の中でも来年度も今度は計画を策定するよというようなこととらさせていただきますということは、当然来年も同じ業者でやったほうがスムーズになるということでございますので、本当に今回の策定する業者を選定するには慎重に対応していきたいと。当然中身あるいは金額、そういうところを検討させていただいて、業者を決めていきたいなと思っておりますので、ある意味入札とかそういうものは考えずに、その中身で勝負というのではないのですけれども、検討していきたい。あるいは、先ほどの調査の内容ということでございますけれども、これもある程度国のガイドライン

的なものはありますので、そういった中でも、先ほども申したとおり、それに板倉町方式ということで考えていかなければなりませんので、そういうところも踏まえて業者の選定をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

荒井英世君。

○3番（荒井英世君） 3番、荒井です。

単純な質問ですけれども、10ページの板倉保育園の運営事業、避難車兼散歩車購入費2台分ということで、散歩車ということですから、当然災害時の避難車ということだと思います。散歩車とあるわけですけれども、先ほどの説明で大型の乳母車のようなものと説明がありましたけれども、これどのくらいの人が乗車できるのか、それから大きさ、その辺お知らせください。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） どれぐらいの人がということでございますけれども、1台で10人程度と、そういうことになっております。要は、先ほど企画財政課長が大きな乳母車と言いましたけれども、大きな乳母車と、要はリヤカー、これの中間ぐらいですか、そんな感じでイメージしていただければと思います。ただ小さいお子さんが、幼児が乗るわけですから、側面に扉があいて、小さい子が自分で入れるというところで、そういうものがついていたり、あるいはリヤカーですとブレーキついていないわけですが、避難車を保育士が運転ではないですけれども、やっていくわけですが、それにはブレーキがついていたり、小さいお子さんが立ったときにつかむところがあったりというようなことで、多少そういうことになっておりますので、避難、あと散歩にも使えますので、基本的には避難車ということになってはいますが、当然避難する以外はお散歩のときにそれを使用するというございます。

また、今、1台しか設置されていなかったです。乳幼児ゼロ歳から1歳、これが板倉保育園に15名来ています。今後も増える可能性もありますので、今回、とりあえず2台購入させていただいて、有事の際、それを利用して避難したいということで考えていますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荒井英世君。

○3番（荒井英世君） いつも思うのですけれども、例えば補正でこういった、今回、板倉保育園の避難車兼散歩車、それから見ますと、文化財関係で阿弥陀堂ですか、粕谷の安勝寺改修と出ています。できればこういった補正で上げたもの、そういったものを広報紙、そういった部分で紹介して、こういったものやりましたよという形で今後紹介していったほうがいいのではないかと、そんな感じがします。要望です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

荻野美友君。

○11番（荻野美友君） 11番、荻野です。

10ページの庁舎建設費の説明欄のことでお聞きしたいと思います。不動産鑑定委託料、物件補償業務委託料、これを委託するのは結構ですけれども、不動産鑑定委託料はどういうところへお願いするのか、また物件補償もどういう組織というか、会社というのですか、そういうところへすると思うのですけれども、その

辺のことについてお聞きしたいと思います。

それから、用地測量もそうですけれども、500万円ということで、素人考えかもしれませんが、非常に高いような気がいたします。どういう見積もりなのか、その辺のことについてもお聞きしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、ただいまのご質問に対しましてお答えしたいと思います。

まず、不動産鑑定と物件補償の鑑定でございますが、不動産鑑定士という方がおりまして、不動産鑑定士の方に業務委託するということでございます。不動産鑑定事務所という名前でしょうか、不動産鑑定士さんという国家資格ですけれども、それらの方に委託するということになっております。

また、用地測量費の関係ですけれども、500万円とかなり高額ということでございますが、用地測量につきましては私ども、概算でございますけれども、見積もりさせていただいて、計画させていただいてとっているわけなのですけれども、用地測量につきましては1筆ごとの測量見積もりということで計算させていただいております。その辺と、また区域だけではなくて、中央公民館、海洋センターも含む区域を縦横断測量というのを計画してございます。それを含まますとおおむね500万円程度の予算が必要ということで今回追加させていただいておるところでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 荻野美友君。

○11番（荻野美友君） それと、不動産あるいは物件補償ということは、聞くところによると1人でやるような答弁だと思うのですけれども、なかなかそういうことは不公平にもかなりつながると思うので、もう少ししっかりしたアイデアお願いしたいと思います。

それから、用地測量も1件……

○議長（野中嘉之君） 荻野美友君に申し上げます。起立して質疑願います。

○11番（荻野美友君） 物件を頼むと、例えば50件あるいはそういうことにつきましては非常に開きというのですか、交渉の仕方もあると思いますので、その辺もひっくるめてこれから頑張っていただきたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 追加の説明ということになりますけれども、不動産鑑定もしくは物件補償の補償額の算定につきましては、国家資格を持っている不動産鑑定士という方がいらっしゃいます。その方個人でほとんどの方が事務所を持って、法人格を持った会社等で、そこに不動産鑑定士さんという方がいらっしゃいます。その方がいろんな資料を確認しながら鑑定していただくということで、個人の意見ということではなくて、不動産鑑定評価というのがあるそうでございますけれども、そのようなものを使って公平に評価していただくというような内容になっております。

また、測量につきましては、金額的に高額でございますけれども、私どもはこれから土地収用法とか開発行為関係の図面等を作成するというようなこともありますので、きちんとしたものを当然なのですけれども、

つくらせていただくということで若干金額が張りますけれども、500万円程度の予算を追加させていただいたわけでございます。

以上です。

○議長（野中嘉之君） よろしいですか。

○11番（荻野美友君） はい。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

今村好市君。

○2番（今村好市君） 2番、今村です。

債務負担行為の関係でお尋ねをいたします。金額を見ますと168万円ということで、債務負担行為をするにはちょっと金額が少ない金額であるので、この辺の経緯なのですが、今年度予算も含めて252万円ぐらいの事業費でありますので、これから事業発注をして、単年度で事業が完了できないのかどうか、その辺をひとつお聞きしたい。

それと、今年度の84万円ですか、これについては町単独の財源なので、国、県からの補助金が入ってくると、場合によっては金額が少なくても債務負担行為として、2カ年で計画つくらなくてはならないということもあるのでしょうかけれども、その辺の債務負担行為をとる理由、単年度では事業が消化できないのかどうか。

それともう一点は、先ほどの「野菜王国・ぐんま」の補助金なのですが、これ全額県費が支出されるのですが、この補助内容をお尋ねします。よろしくをお願いします。

○議長（野中嘉之君） 小野田福祉課長。

[福祉課長（小野田博基君）登壇]

○福祉課長（小野田博基君） 4ページの債務負担行為の補正でございますけれども、当然今年度84万円アンケート調査をするということ、それと来年度に向けて計画を策定していくわけですので、今回のアンケートをとって集計をする。それだけで終わりではなくて、それをどうやって次の計画につなげられるかということも含めて、債務負担行為をとっておいたほうがいだろうというような判断でとらせてもらったということでございます。単年度でやるのも当然ですけれども、ではまた来年、当然随契になってくるわけですけれども、要は来年のほうが金額が多くなってきてしまうという部分もありまして、とりあえず2カ年計画でやるのだということで債務負担行為をとっておくべきだという判断で債務負担行為をとらせていただいたということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 続きまして、「野菜王国・ぐんま」の関係でございます。これは県単の事業でございます、農家に対しては、例えば作業機だとか農業機械、それとかこういう施設関係、さまざまな農業の必要なものに対して補助金が出ておりまして、今回の「野菜王国・ぐんま」につきましては、当初は90万円という額で予算を計上させていただいております。内容につきましては、基本的には作業機、1件100万円のもので30%、1件当たり30万円の補助金を3件というような形で予算を計上させていただいてい

ますが、基本的に年度初め、年度末、予算計上の段階では確定ができないという状況がございまして、今までの事業の実績を見ながら、これくらい予算どりというような形で例年とらせていただいておりますが、今回につきましてはその後調整しまして、今回の事業につきましては事業主体はJ A 邑楽館林、農協が事業主体ということになります。内容につきましては、ハウス関係、施設関係の補助でありますけれども、農協がリース事業という形でハウスを建てまして、こちらを農家の方に貸し出すという内容でございます。

今回につきましては、館林市と、それから板倉町、両方にまたがって合計で4件のハウス関係がございませう。そのうち1件が板倉町の方と。3個以上の事業主体、関係者が必要だということがありますので、その中の1件が今回の板倉町の事業ということでございまして、キュウリのハウスで約1,400平米ぐらいです。6メートルの間口で約24メートル、これが8連というような形でございまして、こちらの鉄骨ハウスということでございます。リース期間については15年ということで結びまして、その事業費が先ほど申し上げましたように2,118万9,000円という事業費でありまして、そのうち消費税を除いた2,018万円、こちらの30%というものを県の補助でいただきまして、それを町にいったん入れて、それから農協に出すというようなことになります。

以上でございます。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 債務負担行為についてはわかりました。先ほど議論になっております基礎的な調査を今年度行って、条例の話もありましたが、検討委員会、審議会みたいなものを条例化しなくてはならないのかどうかわからないのですけれども、そういうものを設置して、町民の意見、もしくは子育て中の人たちの意見を聞いた上で、来年度に計画書としてまとめると、そういう作業スケジュールということで債務負担行為は必要だということですね。わかりました。

ハウスの1,400平米、8連ということなのですが、これは農協が事業主体になるわけなのですが、農協の組合員に対しては、どういう形でこれがメリットとして利活用できるのでしょうか。その辺お聞きしたいと思います。

あとは、J A 邑楽館林については、広域的な合併をしましたので、その該当市町村に設置される施設について、その該当市町村を通して補助金を出すと。館林市は館林市が担当して、板倉町は板倉町というそういう仕組みなのでしょうか、その辺をお願いします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

[産業振興課長（山口秀雄君）登壇]

○産業振興課長（山口秀雄君） 組合員に対するメリットということでございますけれども、農協がリース事業という形で施設を建てて、パイプハウスについてはもっと期間が短いのですが、鉄骨ハウスについては15年間で毎年毎年返済していただくという一つの事業になりますので、これはある意味農協の一つの資産をもって、それを貸し出すという事業になりますから、そういう意味ではメリットに、農協としての事業としてやっているということだと思います。これについて、この形は以前から農協さんについてもやっておりますので、一つの事業の形として行っていると捉えております。

それと、町とか市をまたいでということでありませうけれども、こちら議員さんがおっしゃったように、農家の住んでいる該当市町でそれぞれ予算をとって、予算を受けて支出するという決めになっております。農

家側としますと、初期投資が基本的にはかからないということですので、既に農協でハウスを建てて、それを貸し出しするという内容になっております。

○議長（野中嘉之君） 今村好市君。

○2番（今村好市君） 確認の意味でもう一回なのですが、では農業者については新規就農だとかする場合には、初期投資が非常に施設の場合かかりますから、その初期投資分がなくなるということなのですけども、農協はそういうふうにしてまで貸さないと思いますので、投資した額、補助金を除いてどうかわかりませんが、それはきちんとしたリース料でもらわなくてはならないと思うのです。だからその辺、では組合員に特別なメリットがあるかどうか、県がやはりこれだけ補助金を出して推進するという事になれば、農業者、いわゆる組合員が多少メリットがないと、農協がメリットがあつて、組合員が余りないということになると、やはり事業制度そのものに多少問題があるのかなという気もするのです。

それと、底地の問題なのですが、施設を建てる農地については農協の所有なのですか。その辺も確認して、最後の質問といたします。

○議長（野中嘉之君） 山口産業振興課長。

○産業振興課長（山口秀雄君） 土地については、個人の土地に建ちます。要するに借地契約という形で結ぶという方向になると思います。

以上です。

○議長（野中嘉之君） ここで暫時休憩いたします。再開は10時40分といたします。

休 憩 （午前10時25分）

---

再 開 （午前10時40分）

○議長（野中嘉之君） 再開いたします。

ほかに質疑ありませんか。

延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 5番、延山です。庁舎建設費の関係についてお伺いしたいと思います。

先ほど荻野議員さんが質問されたわけですけども、その答弁の中に、不動産鑑定、用地測量、物件補償と説明がありましたが、1筆ごとに鑑定していく。そして、その価格が出てくるということですけども、今回、補正が上がったわけですけども、この金額に関しては、当然中央公民館の南側として計画していますので、その物件また用地測量と、そんな形になろうかなと思うわけです。今後進めていく中で、鑑定した中で当然平米の単価も出てくるのかなと思うのです。今回、承認されるということの中で、今後この作業についてはどのように進めていくのか、お伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

庁舎建設につきましては、用地が確定したということで、ただいま地権者交渉ということで21名の方を対象に各訪問させていただいているところでございます。現在、ほぼ用地測量の立ち会いの承諾をいただいているということで、若干まだ残っているのですが、恐らく測量につきましては立ち会いかさういう

のも了承していただけると考えております。私ども、これからこの用地取得につきまして推進を図っていくところですが、これから先ほど町長の挨拶にもあったように、土地収用法の事務手続に入ります。それと同時に、開発関係、それと農振の除外の関係も同時進行で進めてまいりたいと思います。具体的には土地収用法の事業認定、もしくは開発行為と農振除外の手続をある程度事前協議が済まない具体的な買収には入れないということになっておりますので、そちらの手続を進めながら、今回の不動産鑑定に伴いまして価格を決定していき、測量もし、図面等を作成していくというようなスケジュールになっておりまして、具体的に期間とか時期というのはなかなかこの場では申し上げられないのですが、できれば早い時期に買収も進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 順次作業を進めていくということですが、当然物件補償も業務委託として住宅、ハウス等があるわけですが、この金額によると、非常にそういうものに関しての予算も少額かなということ。あわせて作業を進めていくと思うのですが、不動産鑑定については当初4ポイントを鑑定するというので、その後に荻野議員さんの質問の中では1筆ごとにということでの答弁があったわけなのですが、その辺についてはどういう差があるのかお伺いしたいと思います。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 先ほどの説明が若干不足しておったかと思うのですが、不動産鑑定につきましては4ポイント、4地点の不動産鑑定を行う予定でありまして、1筆ごとの測量、これは測量のことをございまして、測量を1筆ごとにするという事です。全体的な測量ということもあるのですが、その中で1筆ごとの測量も実施するという予定であります。ですので、4ポイントと1筆ごとというのは、不動産鑑定が4地点、測量については全体的な区域全体と、1筆ごとにもきちんと測量をかけるということをございます。

○議長（野中嘉之君） 延山宗一君。

○5番（延山宗一君） 4ポイントということと、区域10カ所ということの報告もあったわけですが。その10カ所というのは、ではどういうことなのでしょう。

○議長（野中嘉之君） 小嶋企画財政課長。

[企画財政課長（小嶋 栄君）登壇]

○企画財政課長（小嶋 栄君） 4ポイントというのは先ほど申し上げましたが、10カ所というのは私答弁した記憶がないのですが、大変申しわけございませんが。

それと、先ほど物件補償が少額だということですが、物件補償というのは、これは物件補償額の算定を委託するというので、補償額そのものではございませんので、住宅ですとか、擁壁とか、またはハウス等の補償価格を決めるということをございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（野中嘉之君） 3回終わっておりますが、特別なら。

○5番（延山宗一君） 結構です。

○議長（野中嘉之君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第34号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

---

### ○議案第35号 町道路線の認定について

○議長（野中嘉之君） 日程第10、議案第35号 町道路線の認定についてを議題とし、町長より提案理由の説明を求めます。

町長、栗原実君。

〔町長（栗原 実君）登壇〕

○町長（栗原 実君） 議案第35号であります。町道路線の認定についてということでございます。

今回、認定をお願いいたします路線は、板倉ニュータウンの朝日野地内において、株式会社ヤマダ電機の宅地開発事業により整備された道路についての認定をしていただくものであります。この認定については、道路法第8条第2項の規定に基づき議会の議決が必要になるものでございます。

以上申し上げましたが、よろしくご審議をいただきたいと思っております。これについては、過日ご説明を申し上げておりますので、担当課長の説明は改めてございません。

○議長（野中嘉之君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野中嘉之君） 討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決いたします。

原案に賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○議長（野中嘉之君） 挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

---

### ○請願第1号 五箇谷地域の道路整備に関する請願について

○議長（野中嘉之君） 日程第11、請願第1号 五箇谷地域の道路整備に関する請願については、産業建設生活常任委員会へ付託いたします。

---

○散会の宣告

○議長（野中嘉之君） 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、明日午前9時から一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 （午前10時49分）